

第3 コンプライアンス推進に向けた取組

1 経緯等

当局では、平成24年に汚職事故が、平成26年に情報漏えい事故が発覚したことを受け、その都度汚職等防止策を策定し、汚職根絶に向けて取り組んできた。しかしながら、平成30年に、当局発注の浄水場排水処理施設運転管理作業委託の見積り合わせにおいて、談合の疑いがあるとして、公正取引委員会による行政調査を受けた。また、当局職員が契約に係る情報を漏えいした可能性があるとの報道を受け、知事の指示を受けて設置された「調査特別チーム」の下で、職員の非違行為の有無に関する調査、原因の究明及び再発防止策の検討を行った結果、当局の職員が設計単価に関する情報を漏えいしたことを確認した。

その後、外部の有識者からなる「東京水道グループコンプライアンス有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）」を設置するなど、「調査特別チーム中間報告書」に掲げた再発防止策を進める中、令和元年7月11日、当局職員が特定の事業者に対し、非公表の予定単価に関する情報を教示していた行為が入札談合等関与行為と認められるなど、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等を受けた。

調査特別チームの下、更なる実態の解明と再発防止策の検討が行われ、令和元年11月27日に、「調査特別チーム最終報告書」が取りまとめられた。

このような経過を踏まえて、平成31年4月から令和3年3月にかけて、有識者委員会にて再発防止策をはじめ、東京水道グループの構造的課題やグループ全体のコンプライアンス強化策の検証を実施し、令和3年度から内部統制の運用を開始した。

2 コンプライアンス推進に向けた取組

（1）内部統制の取組

不祥事の防止、発見及び対応を目的とした内部統制を構築するため、令和3年度に「東京都水道局の内部

統制に関する方針」を定め、以降、毎年度「東京都水道局内部統制実施計画」を策定し、内部統制を運用している。

ア 局横断的な取組

「東京都コンプライアンス基本方針」に掲げる行動指針を基に、組織一体となってコンプライアンスの取組を推進する。

イ 業務レベルの取組

各職場において、日常的な業務で想定されるリスクへの対応策の整備・運用、自己評価の実施及び対応策等の見直し・改善を実施し、職場のPDCAサイクルの構築と円滑な運用を図る。

ウ グループガバナンスの強化に向けた取組

局による東京水道グループの一体的業務運営の確保に向けて、引き続きグループガバナンスの強化を図る。

（2）水道局コンプライアンス推進計画に基づく取組

都においては、平成29年度からコンプライアンス推進のための取組を行っており、当局でも都の取組を受けて、「水道局コンプライアンス推進計画」を策定している。令和6年度は、コンプライアンス推進月間や全庁重点テーマ「効果的な情報発信」、「ルールの十分な理解」の実施などに取り組んでいく。

表1-8 水道局コンプライアンス推進計画

1 コンプライアンス推進体制
局コンプライアンス推進委員会の開催
各部・所コンプライアンス推進委員会の開催
2 コンプライアンス推進のための取組
各部・所コンプライアンス推進計画の策定
研修の充実
職員への啓発
局コンプライアンス推進月間の実施
コンプライアンスプログラム及び職場リスク評価の実施
全庁重点テーマに関する取組